

国立感染症研究所が 新型コロナウイルスの空気感染を認める



発行元
JFK
一般社団法人次亜塩素酸
水溶液普及促進会議
〒001-0011
札幌市北区北11条西2
丁目2-17 セントラル札
幌北ビル4階
info@jia-jp.net

新型コロナウイルスの感染拡大を最新技術と資材で防止することを目指す日本除菌連合と一般社団法人次亜塩素酸水溶液普及促進会議は、3月28日に国立感染症研究所が新型コロナウイルスは空気感染であることを発表したことに対して除菌連合会長より以下のメッセージを発信します。

3月28日国立感染症研究所が新型コロナウイルスは空気感染であることを認めたが、世界ではCDCが昨年春に発表した。政府はそれまで接触感染と飛沫感染しか認めていなかったから、それを前提にアルコールの手洗いとアクリル板を中心にした方法を広め、酔っぱらって飛沫を飛ばすイメージの居酒屋が悪者にされた。

空気感染ならば当会と感染対策を資材と方法から考える超党派議員連盟(片山さつき会長)が重ねて提言してきた空気清浄化と空間除菌こそが唯一の対策だった。厚労省が次亜塩素酸水の空間噴霧を頑なに否定してきたのも前提となる空気感染が認められなかったことに因があったのではないかと。

日本除菌連合/次亜塩素酸水溶液普及促進会議は、今回の空気感染を主な感染原因とする前提のもとに、日本政府対策としての感染対策に各種空気清浄機と換気型機械空調、次亜塩素酸水の空間噴霧を盛り込んでいくことを要請する。

世界保健機関や米疾病対策センターは昨年、新型コロナウイルスの主な感染経路としてエアロゾル感染と飛沫感染を挙げ、接触感染は起きにくいとする見解を示していた。日本では感染研は今年1月13日にもオミクロン株の報告で、「現段階でエアロゾル感染を疑う事例の頻度の明らかな増加は確認されず、従来通り感染経路は主に飛沫感染と接触感染と考えられる」と説明していた。

感染研はこの3月28日に公表した文書で、感染経路として、エアロゾル感染、飛沫感染、接触感染の三つを紹介し「感染者が呼吸をする」と粒子が放出され、大きな声を出したり、歌ったりすると、放出される粒子の量が増える。感染者との距離が近いほど感染する可能性が高く、距離が遠いほど感染する可能性は低くなる」と説明した。

CDCがエアロゾル感染であることを発表していたことをいまごろになって追認して報告している。

飛沫感染と接触感染であることを前提に立てられた対策で、日本中が3年間にわたってマスクと手洗いとアクリル板とソーシヤルディスタンスをあらゆる場所で実践してきた。それでも感染は広がり続けた。原因に対する方策を間違えていたのです。

■感染研が空気感染を認める

3月28日国立感染症研究所が新型コロナウイルスが空気感染によることを認めた。

感染研はこれまでエアロゾル感染を認めず、飛沫感染と接触感染だけを原因としていたため、国内の多くの科学者が「世界の知見と異なる」と公開質問状で追及し



提に立てられた対策で、日本中が3年間にわたってマスクと手洗いとアクリル板とソーシヤルディスタンスをあらゆる場所で実践してきた。それでも感染は広がり続けた。原因に対する方策を間違えていたのです。

から当たり前のことである。アクリル板があるうとマスクをしていようと手を洗おうと、空気感染に対してはそれは対策にはならない。換気できない部屋に感染者がいたならばその空気中に個体の免疫力を超える量のウイルスが充満しそれを吸い込んだ際には当然感染する。

飛沫の中にどれほどのウイルスが含まれているのか。1度のくしゃみでどれだけのウイルスが吸い込まれるのか。呼吸の中にどれほどのウイルスがありどのくらいの時間で感染する量になるのか。これこそがスーパーコンピュータでシミュレーションすべきことであった。ウイルス量の科学的分析もなく、くしゃみの飛沫シミュレーション映像だけで1億人を神経症的不安症・不潔恐怖症にした罪は大きいと考える。



て悪質な風評が流された。これに対して「感染対策を資材と方法から考える超党派議員連盟(会長片山さつき)参議院議員」の追及により昨年10月には厚労省の「オススメリない」という通達に変更され、11月には科学的事実を無視したポスターも変更された。

3月8日には川田龍平先生の議員の追及で参議院厚労委員会後藤厚労大臣が明確に次亜塩素酸水の空間噴霧を認める答弁を行った。

■フェイクとファクト

今、ロシアがウクライナに侵略しているのは世界中が目にしてる事実である。それでもロシアの国民には間違ったフェイクニュースが流され、事実と正反対のプロパガンダが行われている。

ウクライナ大統領の演説もAIにより捏造された偽物映像がまことしやかに流されている。これを見て造り物だとわかる人がどれだけのいるだろうか。戦争なんだから情報戦もフェイクも何でもありということとは理解はできる。しかしながら科学の世界で、国民の命がかかったコロナの感染対策で利権とメンツによる工作がされる事は許されない。週刊誌日本ではダイヤモンドプリンセス号の時に空気感染の可能性を前提に対策をとっていたればこれほどの事態にはなっていないかと思われ。当会ではいままでも厚労省は空気感染を認めず次亜塩素酸水を

■とるべき正しい対策とは

一 資材と方法から考える

感染原因の分析が間違っているのだから対策も間違っている。空気感染ならば手洗いやアクリル板ではなく空気清浄機と空気中のウイルスを排除する空間消毒しかない。もちろん換気は正しい王道の対策であるが換気ができない季節、換気ができない場所では空気清浄機と次亜塩素酸水の空間噴霧が唯一の方法である。昨年の夏は40度近い気温の中でだれもが窓を開けずにクーラーを全開にしていた。オリンピックマラソンの沿道観戦も禁止され室内でクーラー全開で観ていたのだから家庭内感染が広がったのは当然である。北海道や東北では冬の窓を開けて生活はできない。居酒屋も学校も保育園も介護施設も飛沫だけでなく空気中に感染者の呼吸が充満して感染していたのである。

我々はこの解決策が空気清浄機、換気型空調機、次亜塩素酸水の超音波噴霧であることを早くからアピールしてきたが政府はこの当たり前の対策を頑なに推奨してこなかった。

次亜塩素酸水の超音波噴霧は特定業界の一部と部官僚の工作により極め

出てくる専門家と言われる人たちはなぜ空気の清浄化と空間除菌について黙っていたのか。全メディアがスポンサー業界の利権や官僚のメンツに付度して世界が認めている科学的可能性を無視していたとは思えないが、これまでの経緯を含めて真実を分析すべきである。

■科学に基づく正しい判断を

危機管理はリスクの軽重を比較して優先順位をつけていくのが基本作業である。皮肉なことにロシアのウクライナ侵略のニュースが毎日ワイドショー番組を占領し、コロナ感染者の数字発表も毎日見ている専門家と言われる人たちの顔ぶれも久しく見なくなった。ウクライナ市民の生き死にかかった戦場の映像の前にはコロナのニュースは色褪せて見え、毎日のワイドショーによる専門家による洗脳が解けてコロナへの関心も薄くなってきたものと思われる。

ワクチン業界の陰謀と言う人もいるようだが、日本の国民が幼児からマスクをして、5歳から老いさらばえて棺桶に入る時まで毎年何回もワクチンを打つ社会が本場に正しいのか。飲食店で会話をせずにアクリル板越しに「口」にマスクを外して食事をする。こんな異常な風景が何年も続いた社会は人類の歴史では無い。

経済が回らなくなるからまんぼうの規制を解除するではなく、そもそもその原因分析が間違っていたことで経済を回らなくしていったのではないだろうか。初めのうちの政府のまだ原因が分からないので考え得る方策をすべて取ろうという姿勢は間違っていない。ただし空気感染という誰でも考え得る原因をどういう理由であったのか封じ込めてしまい、その最善の対策を封印してきたことが感染を広げた根本の原因なのだと考える。

ロシア侵略のニュースによりコロナに対する過剰な社会の関心が薄れ、感染者数、死者数が問題視されないレベルに落ちていく今こそ、科学的で冷静な分析と過去のメンツやフェイクに騙されない反省を行い、コロナ恐怖症のフェードダウンと経済被害者を救済する対策をとるべきと考える。

「もしかして空気感染の可能性があのではないか」という危機管理がなぜできなかったのか。CDCの発表の後で専門家会議、分科会ではこれまでのような議論がされたのか。専門家の中に空気感染を前提とした対策を提言する人がひとりもいなかったのか。テレビに

厚生労働大臣が次亜塩素酸水の空間噴霧を認める

3月8日の参議院・厚生労働委員会で、超党派議員連盟の副会長である川田龍平議員が追及し、次亜塩素酸水の空間噴霧を政府は認めました。

【対厚労省佐原健康局長】
川田龍平議員…消費者が個々の製品を使用することについては、消費者の判断に任ずるということ、で宜しいですね？

佐原健康局長…空間噴霧を行う製品の使用については、事務連絡の内容の通り、安全性情報や使用上の注意等をご確認いただき、適切に使用して頂くことを妨げるものではない。

【対赤池内閣府副大臣（消費者庁）】
川田龍平議員…自治体のホームページでも「次亜塩素酸水の空間噴霧は危険だ」という趣旨の掲載がされているものもある。お手元にあるのは東京都の消費生活総合センターのもので、自治体に対して十分に通知内容が伝わっていないように思われる。

赤池副大臣…厚労省からもあったように、消費者庁としても、個々の製品の使用にあたり、「安全性情報や使用上の注意事項等を守って、適切に使用して頂くことを妨げるものではない」という考えを共有しています。厚労省、



▲川田龍平議員

経産省と連携して、消費者への適切な情報発信に努めて参りたい。



【対後藤厚生労働大臣】
川田龍平議員…使用を妨げるものではないという事で、大臣に確認させていただきます。

後藤厚生労働大臣…次亜塩素酸水の空間噴霧について、「安全性情報や使用上の注意事項等を守って、適切に使用することを妨げるものではない」ということは、先ほどから答弁している通りであります。



▲後藤厚生労働大臣

答弁の様子は↓次亜塩素酸水溶液普及促進会議ホームページの最新情報よりご覧いただけます。

【次亜塩素酸水の空間噴霧について】

三省（厚労省・経産省・消費者庁）連名ページの文言が変更されました。

【参考情報3「次亜塩素酸水」の空間噴霧について】

「次亜塩素酸水」の空間噴霧で、付着ウイルスや空気中の浮遊ウイルスを除去できるかは、メーカー等が工夫を凝らして試験をしていますが、国際的に評価方法は確立されていません。安全面については、メーカーにおいて一定の動物実験などが行われているようです。ただ、消毒効果を有する濃度の次亜塩素酸水を吸いこむことは、推奨できません。空間噴霧は無人の時間帯に行うなど、人が吸入しないような注意が必要です。なお、ウイルスを無毒化することを効能・効果として明示とする場合、医薬品・医薬部外品の承認が必要です。現時点で、「空間噴霧用の消毒薬」として承認が得られた次亜塩素酸水はありません。

修正前
2020年6月

【参考情報3「次亜塩素酸水」の空間噴霧について】

「次亜塩素酸水」の空間噴霧で、付着ウイルスや空気中の浮遊ウイルスを除去できるかは、メーカー等が工夫を凝らして試験をしていますが、国際的に評価方法は確立されていません。安全面については、メーカーにおいて一定の動物実験などが行われているようです。ただ、消毒効果を有する濃度の次亜塩素酸水を吸いこむことは、推奨できません。消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質を空間噴霧して使用することは、眼や皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨していません。空間噴霧は無人の時間帯に行うなど、人が吸入しないような注意が必要です。各製品が健康影響のおそれがあるものかどうかについては、各製品の安全性情報や使用上の注意事項等を確認いただき、消費者に御判断いただくものと考えております。個々の製品の使用に当たり、その安全性情報や使用上の注意事項等を守って適切に使用することを妨げるものではありません。なお、ウイルスを無毒化することを効能・効果として明示とする場合、医薬品・医薬部外品の承認が必要です。現時点で、「空間噴霧用の消毒薬」として承認が得られた次亜塩素酸水はありません。

修正後
2022年3月

— : 削除された文言 ■ : 追加された文言

三省（厚労省・経産省・消費者庁）のホームページにおける空間噴霧の表現が変更されました。

国内・海外の最新除菌事例

空気感染対策として、空気清浄機や次亜塩素酸水による空間除菌が行われています。北京オリンピックでも次亜塩素酸水が公式に採用されました。



詳しくは **検索** **次亜塩素酸水溶液普及促進会議** **ホームページ** をご覧下さい。

当会議の活動/JFK品質認証シール/次亜塩素酸水溶液への誹謗中傷に対する当会議の見解/効能・安全性のエビデンス/除菌事例/ご意見・ご賛同メッセージ/意見広告/実験動画/次亜塩素酸水溶液について/次亜塩素酸水溶液の有効性/次亜塩素酸水に関する記事集/空間噴霧に対する真実/JFK通信